

岡公共第 380 号  
令和 6 年 9 月 6 日

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部  
支部長 中村 正芳

令和 6 年度 特定保健指導事業のご協力をお願い

平素より、保健事業運営に対し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日付け岡公共第 1 1 号により、特定健康診査及び特定保健指導事業の実施について通知しているところですが、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査（定期健康診断や人間ドック等、特定健康診査に代える健診を含む。）の結果から、厚生労働省の定める一定基準を超えるリスク保持者に対して「特定保健指導」を実施し、メタボリックシンドローム関連疾患の予防に取り組んでおります。

しかしながら、特定保健指導利用者は少なく、リスク保持者は年々増加傾向にあります。組合員の生活習慣病の発症・重症化予防の強化のため、事業の主旨をご理解いただき、対象者の意識向上、積極的利用の促進にご協力いただきますよう、お願いいたします。

連絡先

岡山県教育庁 福利課 健康管理班

TEL 086-226-7604

## 訪問型・遠隔面談型特定保健指導事業について

特定保健指導事業の一環として訪問型・遠隔面談型特定保健指導を実施しております。従来の特定保健指導を受けるためには、対象の方に医療機関に出向いて利用頂いておりましたが、日々の業務が忙しい等の理由で利用しにくい状況であると推察しております。訪問型・遠隔面談型特定保健指導は、利用者の利便性向上と生活習慣病の発症・重症化予防を強化するという観点から、当共済組合が委託したSOMPOヘルスサポート株式会社の健康相談員が所属所を訪問またはWeb会議システム「Zoom」を利用した遠隔面談にて、対象者一人ひとりの状況に合わせて生活習慣改善のサポートを約3～6か月間継続的に行うものです。

事業に関する詳細は下記のとおりです。貴所属所の特定保健指導の対象者が訪問型・遠隔面談型を希望する場合は、所属所への健康相談員の訪問等について、ご協力の程お願い申し上げます。

記

### ■ 委託先

SOMPOヘルスサポート株式会社 連絡先：0120-334-523

### ■ 実施方法

1 随時対象者を抽出し、対象者の所属所長宛に委託先から以下の送付書類をお送りします。到着後速やかに、対象者へ実施案内（対象者宛封筒）を配付してください。

（対象者本人及び所属所への費用負担はありません。ただし、遠隔面談型については、個人のスマートフォン、タブレット、PCのカメラ機能を利用するため、通信費は自己負担となります。）

<送付書類>

- ① 訪問型・遠隔面談型特定保健指導の実施について（通知）
- ② 特定保健指導対象者名簿
- ③ 特定保健指導実施案内（対象者宛封筒）

2 対象者本人が面談を希望される場合、対象者と委託先の健康相談員（保健師・管理栄養士・看護師）が下記のいずれかの方法で面談を行います。事前に対象者の所属所へ、利用希望の有無の確認、日程調整等の電話が入ります。面談は初回のみです。

- ・訪問型……健康相談員が所属所を訪問し対象者と面談
- ・遠隔面談型…健康相談員がWeb会議システム「Zoom」にて対象者と面談

3 初回面談実施後、動機付け支援の場合は3か月後に評価、積極的支援の場合は電話で継続的に支援を実施し、6か月後に評価を行います。

### ■ 所属所への依頼事項

委託先の健康相談員（保健師・管理栄養士・看護師）からの電話連絡や面談は、平日の勤務時間中に実施されます。また、面談場所として会議室や応接室を使用する等、ご面倒をお掛けしますが、ご配慮頂きたく、重ねてご協力の程お願い致します。

### ■ 実施時期

令和6年度の定期健康診断・人間ドックの結果に基づく該当者への最初の電話連絡は、令和6年9月から令和7年3月の間に順次行います。

初回面談の実施時期は、令和6年9月から令和7年8月末を予定しております。また、支援期間は初回面談実施後3～6か月間となります。

### ■ その他

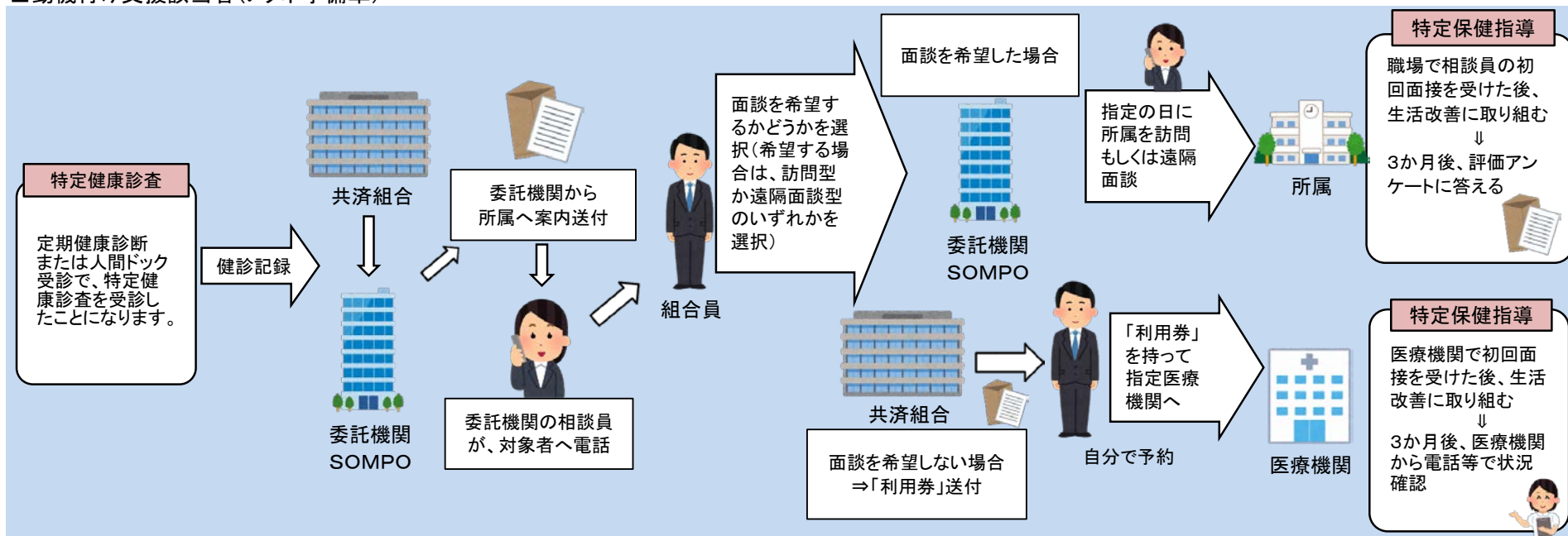
県立学校等の県費負担教職員の方は、「職務に専念する義務の免除」の対象となります。

なお、上記以外の方（市町村立学校の県費負担教職員、県費負担以外の教職員等）のサービスの取扱いについては、各人事担当課等に確認願います。

公立学校共済組合岡山支部  
（岡山県教育庁 福利課 健康管理班）  
TEL 086-226-7604

特定保健指導の流れ(任意継続組合員を除く組合員)

■ 動機付け支援該当者(メタボ予備軍)



■ 積極的支援該当者(メタボ該当者)

